

電子契約Q & A (建設工事関係) 11.22更新

★マークが今回追加した質問になります。

分類	質問	回答
1 対象案件	電子契約の対象となる工事の条件はありますか。	建設工事関係の契約での電子契約の対象は、令和6年1月から令和6年3月末までの間は、次のとおりとします。 ・建設工事 設計金額5,000万円超の当初契約 ・工事関係委託業務 設計金額500万円超の当初契約 4月以降の取扱いについては、改めてお知らせします。 なお、設計金額が対象範囲であっても、電子契約の対象外となる場合もあります。 電子契約の対象となる案件は、入札公告等にその旨記載しますのでご確認ください。
2 対象案件	土木部以外が発注する工事等も対象になりますか。	対象となります。 なお、設計金額が対象範囲であっても、電子契約の対象外となる場合もあります。 電子契約の対象となる案件は、入札公告等にその旨記載しますのでご確認ください。
3 対象案件	電子契約は工事毎に選択できますか。	工事毎に選択いただけます。
★ 4 対象案件	建設工事に関して、議会承認案件の仮契約書は電子契約の対象になりますか。	仮契約も電子契約の対象となります。 なお、電子契約の対象となる案件は、入札公告等にその旨記載しますので、案件ごとに御確認ください。
5 提出書類	電子契約を採用した場合、契約保証も電子保証とする必要がありますか。	電子保証でなくても構いません。
6 提出書類	契約書以外の提出書類は、どのように提出するようになりますか。	電子契約サービスは、契約書を取り交わす機能のみとなっており、関係書類を提出することはできません。 建設工事等の契約締結時に必要な一連の書類の提出方法については、従来どおり契約担当課の指定する方法で提出してください。
★ 7 提出書類	書類提出の時に保証を出しますが、契約日を入力するときはどうすればいいですか。	発注者（執行担当）と契約予定日を相談し、その日付を記入してください。

建設工事及び工事関係業務委託に関するお問い合わせは、土木監理課までお願いします。（電話：087-832-3506）